

10 消防学校教育訓練実施状況

(1) 教育訓練方針

平成23年3月の東日本大震災の発生から4年が経過し、阪神淡路大震災から20年目となった。

近年、異常気象による風水害が多発し大きな被害となっており、各種災害も多様化している。さらに、今後、南海トラフ等を震源とする地震や直下型地震による大規模災害も想定されることから、それらの被害の軽減や災害時の対応など消防に対する期待はますます大きく、これに消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

平成27年度は、98名の初任教育学生に消防業務全般に関する知識技術を習得させるとともに、消防職員として必要な礼節、規律、体力及び精神力を身に付けさせ、即戦力として使える人材の養成に努めた。

専科教育、幹部教育等については、現任者の更なるレベルアップを目標に、各種のネットワークを活用し、先進的事例や最新情報の提供を行うとともに、より現場に即した実戦的な訓練の実施に努めた。救急業務においては、業務の高度化に対応するため、救急科の内容の充実や現任の救急救命士の質を向上させる教育訓練を実施するとともに、薬剤投与認定救命士に対する処置範囲拡大追加講習を新たに実施した。

消防団教育については、団の指導者等に対して必要な知識、技術の付与のほか行政の動きや消防団運営に関する各種の課題に対する情報提供に努めた。また、教育訓練の基準の見直しに伴い、指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）を新設し、大規模災害時における現場指揮能力を養成するなど、教育訓練を通して地域防災力の充実強化を図った。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図るため、約6か月間（866時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第6条）

（ア）警防科

警防業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、警防行政の現状や課題を理解するとともに、火災をはじめとする各種災害に的確に対処できる専門的知識・技術を修得させるため、16日間（82時間）の教育訓練を実施した。

（イ）特殊災害科

特殊災害対策を担当する者又は担当予定者で、消防士長以上（昇任予定者含む）の階級にある者又は小隊長の職にある者に対して、さまざまな特殊災害事象に関する知識を理解するとともに、特殊災害現場において隊員の安全管理に配慮しつつ、適切・効果的な消防戦術を指揮できる知識・技術を修得させるため、12日間（55時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）予防査察科

予防業務を担当している者又は同程度の知識及び技能を有する者に対して、予防行政の現状や課題及び予防関係の知識を理解するとともに、的確な指導や違反処理等を遂行できる能力を修得させるため、16日間（75時間）の教育訓練を実施した。

（エ）救急科

新たに採用された者又は救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置まで行える救急隊員の資格を取得させるため、約2か月間（278時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第7条）

（ア）中級幹部科

消防司令補または消防司令の階級にある者に対して、人事管理、指揮能力等の中級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、9日間（48時間）の教育訓練を実施した。

施した。

(イ) 上級幹部科

消防司令以上の階級にある者に対して、業務管理、人事管理、危機管理等の上級幹部として必要な知識を修得させるため、2日間（12時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第8条）

(ア) 水難救助科

潜水士の資格を有しており、水難救助を担当している中堅者以上の者に対して、水難救助に必要な専門的知識・技術及び水難救助に関する指導者としての能力を修得させるため15日間（75時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、操法指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) はしご自動車科

はしご自動車の運用に従事している者又は従事予定者に対して、はしご自動車の運用に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（28時間）の教育訓練を実施した。

(エ) エレベーター教育

受講を希望する者に対して、エレベーター事故に関する救助活動に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（3時間）の教育訓練を実施した。

(オ) 救急救命士集合研修

全運用救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、「静脈路確保」をテーマに1日間（7時間）の教育訓練を合計12日間（84時間）実施した。

(カ) 処置範囲拡大追加講習

薬剤投与救急救命士のうち消防本部が推薦する者に対して、救急現場において、心肺機能停止前の重傷傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与等、病態に適した適切な薬剤の投与ができる能力を修得させるため、2日間（16時間）の教育訓練を合計4日間（32時間）実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間（7時間）実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

(ア) 機関科

主にポンプ機関を担当する者又は担当予定者に対して、操作等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

(ア) 初級幹部科

消防団員としての基礎的知識・技術を有する班長、部長相当の者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を地区ごとに開催し年6回実施した。

(イ) 指揮幹部科 現場指揮課程

分団長又は副分団長の階級にある者に対して、平常時において訓練を企画する能力を養うとともに、大規模災害時等において配下の消防団員を指揮するための知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) 指揮幹部科 分団指揮課程

分団長又は副分団長の階級にある者に対して、指揮や防災等、分団の管理運営、指導能力等の知識・技術を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

(ア) 指導員科

指導員若しくは平成27年度に指導員に任命される予定の班長以上の者でかつ消防操法の知識を有する者に対して、団員の教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（24時間）の教育訓練を実施した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

(ア) 新たに採用された岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせることを目的に、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 巻き上げ機の運転業務に従事している者又は従事する予定の者に対し、労働安全衛生規則第36条に規定される特別教育として、2日間（10時間）の教育訓練を実施した。